

# 宮城県白石工業高等学校同窓会会則

昭和45年	5月	5日	制定
昭和50年	4月	27日	改訂
昭和51年	4月	25日	改訂
昭和53年	4月	23日	改訂
昭和62年	4月	25日	改訂
平成5年	5月	15日	改訂
平成18年	11月	25日	改訂
平成20年	7月	5日	改訂
平成23年	7月	2日	改訂
平成29年	7月	1日	改訂

(会の名称及び事務局の所在地)

第1条 本会は、宮城県白石工業高等学校同窓会と称し事務局を、宮城県白石工業高等学校（以下本校という）に置く。

(会の目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図ると共に、母校の発展に寄与する事を目的とする。

(会の事業)

第3条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図るために必要な事業
- 2 本会ホームページの管理・更新や会報の発行
- 3 母校の後援に関する事業
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第4条 会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 本校卒業生
- 2 藤の花会員 正会員で希望者
- 3 準会員 本校在校生
- 4 名誉会員 特に本会に対し功労・貢献のあった者で、幹事が推薦し会長が承認したもの
- 5 特別会員 本校現職員、並びに旧教職員

(役員とその員数)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	(1名)	副会長	(5名)	監事	(3名)
幹事	(当該年度卒業組数)			常任幹事	(若干名)
各支部長	(各1名)	参与	(1名)	事務局長	(1名)
顧問	(若干名)				

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・監事は、正会員のうちから、役員候補選任委員会の推薦を経て、総会において選出する。
- 2 幹事は毎年度卒業時に、各組の卒業生から各1名を互選し、会長がこれを委嘱する。  
幹事に欠員を生じた場合、または事故の為、任務遂行に支障を来した場合は、当該学科、当該年度卒業の正会員から、会長が委嘱して補充する。
- 3 常任幹事は、卒業年度毎に幹事の互選による選出の他、役員会で選出することができ、会長がこれを委嘱する。
- 4 支部長は、各支部で選出し役員会で承認し、会長がこれを委嘱する。
- 5 参与は本校校長とする。
- 6 事務局長は、本校教職員から、会長ならびに参与が委嘱する。
- 7 歴代会長を、顧問とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・監事 2年
- 2 幹事 任期を定めない
- 3 常任幹事 2年
- 4 支部長 支部長在任期間
- 5 事務局長 2年
- 6 参与 校長在職期間
- 7 顧問 任期を定めない

ただし、いずれも再任を妨げない。また、止むを得ない事由により任期中の変更が生じた場合には、残り任期の暫定人事を役員会に於いて協議決定する。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の任務を代行する。
- 3 監事は会計を監査し、総会に報告する。
- 4 幹事・常任幹事は、本会の事業を推進する。
- 5 支部長は、支部を代表し支部事業を推進する。
- 6 参与は、本会の会務全般に参与する。
- 7 事務局長は、会長や参与の命により、書記・会計を監督し、本会の事務を処理する。

(総会とその召集)

第9条 総会は定例総会と臨時総会とし、会長がこれを召集する。

定例総会は毎年1回開く。

臨時総会は、役員会が必要と認めたとき随時開く。

(総会の任務)

第10条 総会は、次の事項を審議決定する。決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

- 1 各年度の事業計画と予算
- 2 各年度の事業計画と決算
- 3 役員改選
- 4 会則の改正
- 5 その他、目的を達成するために必要な事項

(役員会の構成とその召集)

第11条 役員会は、会長、副会長、監事、常任幹事、支部長、並びに関係団体の代表者及び事務局長をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。

(役員会の任務)

第12条 役員会は、会務運営に関し必要な事項を協議決定し、事業計画を執行する。

(支部の設立)

第13条 支部設立に際しては、規約・事務局設置場所・役員氏名を提示し、役員会で承認を得て総会にて報告する。

(支部活動)

- 第14条
- 1 支部は支部長1名、副支部長若干名を選出する。
  - 2 支部長は、毎年9月1日現在の会員名簿を作成し、同月末日まで本会事務局に送付する。
  - 3 支部長は、必要に応じて支部総会を招集する。

(会の経費)

第15条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入を持って充てる。

(会費)

第16条 会費は総会に於いて決定し、準会員は卒業時に正会員になるための入会金と会費を納入する。また、藤の花会員は第21条に定める方法により、会費を納入する。

(会計規則)

第17条 会計規則を別途策定する。変更・改定は、役員会の協議を必要とする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局員の委嘱とその任務・任期)

第19条 本校職員並びに正会員から、次の事務局員を会長・参与が委嘱する。

書記 (若干名) 会計 (若干名)

書記は、本会の議事録作成や庶務をつかさどる。

会計は、本会の会計をつかさどる。

事務局員は、役員会や総会などに出席し、各任務を遂行する。

事務局員の任期は定めないが、変更事由が発生した場合には第7条に準ずる。

(帳簿)

第20条 事務局に、次の帳簿を備え付けなければならない。

会則その他の規定 各支部の規約 会員及び役員名簿

議事録 会計簿 財産目録

これらの帳簿は、会員の請求があれば、随時閲覧できるものとする。

(付則)

会員名簿の作成は行うが個人情報保護上、上記帳簿とは別管理とする。作成方法、管理、閲覧などについては別途「会員名簿作成基準方法並びに管理基準」に定める。

第21条 藤の花会会則を別途作成する。

正会員で藤の花会の趣旨に賛同し、会費を納入した者を会員とする。

(付 則) 本会則は、平成30年4月1日から施行する。

## 藤の花会員会則

平成18年11月25日制定

発足趣旨 白石工業高等学校同窓会は、会員数が1万有余名を超える大世帯となり、会の運営費は、発足以来、在校生が卒業時に納める会費に頼ってきた。しかし、会員数の増加や母校のクラス減に伴い年々、その運営は厳しくなっている。そこで、検討を重ねた結果、還暦を迎えた卒業生を対象に財政支援を目的とした会員を創設した。

会 員 同窓会正会員の還暦を迎えた者またはその年度中に60歳を迎える者で、会の趣旨に賛同し会費を納めた者。

会 費 1口1万円とし、1口以上上限を定めない。また、貴金属・有価証券等も可とする。但し、名義変更等発生する物は寄付者の責任で手続きを行う。

会員名簿 同窓会会則20条の付則に準じて作成し、扱いも事務局と藤の花会暫定会長で協議する。会員名板は母校校内に掲示する。

名称由来 藤の花は校訓の誠実と心の平和、九重の喜びと将来の繁栄を表し、校章にもなっていることから、会員並びに同窓会の発展を祈念して命名した。

(付 則) 本会則は、平成18年11月25日から施行する。